

沿岸広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年2月10日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村大芦63番1地先から島越45番2地先まで	新	A 80.0～9.5 m	m 1,652.0
		B 38.4～9.4	1,142.6
下閉伊郡田野畑村大芦63番1地先から島越45番2地先まで	旧	A 80.0～9.5	1,652.0
		B 36.0～10.0	432.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成27年2月10日から同年3月10日まで